

横須賀市訪問型サービス（訪問型短期集中予防サービス）事業実
施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、第1号訪問事業のうち、保健・医療専門職（以下「専門職員」という。）により短期間で集中的に行う訪問指導サービス（以下「訪問型短期集中予防サービス」という。）について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令の例による。

（対象者）

第3条 訪問型短期集中予防サービスの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）次に掲げる者のいずれかであること。

ア 居宅要支援被保険者

イ 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者

（2）第1号介護予防支援事業又は介護予防支援において、訪問型短期集中予防サービスの提供が必要と認められる者

（訪問型短期集中予防サービスの内容）

第4条 訪問型短期集中予防サービスの内容は、対象者が希望する場所に移動できるようにするための支援とする。

（訪問型短期集中予防サービスの実施方法）

第5条 訪問型短期集中予防サービスは、地域包括支援センターが作成した介護予防サービス・支援計画書及びそれに準ずるものに基づき、市が委託した事業者にも所属する専門職員が実施するものとする。

2 前項の委託する事業者は次に掲げるものとする。

（1）法第8条第4項の規定に基づく訪問看護を提供する事業者

（2）法第8条第5項の規定に基づく訪問リハビリテーションを提供する事業

者

3 第1項の専門職は次に掲げるものとする。

(1) 理学療法士

(2) 作業療法士

(利用回数等)

第6条 訪問型短期集中予防サービスの内、利用者宅を訪問して提供するリハビリサービスの回数は、26回を限度とする。

2 本サービスの実施期間は、開始日が属する月を開始月とし、次項に規定するフォローアップ期間が終了する月を終了月とする。

3 本サービスの実施期間において、利用者宅を訪問して提供するリハビリサービスを提供する期間をサービス提供期間とし、サービス提供期間が終了した日が属する月の翌月から起算した3か月をフォローアップ期間とする。

(事業の利用の中止等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を一時停止又は中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難と認められたとき。

(3) その他、市長が訪問型短期集中予防サービスの利用が適切でないと認めたとき。

(費用負担)

第8条 市長は、訪問型短期集中予防サービスの利用において、利用者に対して利用者負担分を負担させることができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、訪問型短期集中予防サービスの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。